

景観形成住民協定による景観づくり

（猪苗代町志田浜地区の事例）



したとおり、平成17年4月1日からは沿道の屋外広告物の設置が規制され、それまでに自主的な撤去が求められました。志田浜観光組合では、地域の景観保全のため、平成15年3月に国道49号や同115号の沿道に設置していた観光PR用の大型広告看板7基をいち早く撤去しました。志田浜観光組合では、「志田浜の目印がなくなり、お客様が通り過ぎてしまうのではないかとの懸念もありました。また、10年以上前に建てた看板で未練もありましたが、地域の良好な景観づくりのため、積極的に協力してきました。」と話しています。

さらに、来訪者が四季を通じて、志田浜の自然景観の素晴らしさに出会うことができ、安らげる美しい空間づくりを進めるため、協定区域内の土地所有者等8名が「猪苗代湖と磐梯山が美しく見える志田浜づくり協定」を締結しました。

協定の主な事項

緑化の推進

建築物の敷地周辺はできるだけ緑化し、私有地であっても、来訪者に景観を楽しんでもらえるよう公共空間づくりに努める。

眺望の保全

猪苗代湖や磐梯山を眺めることができる位置には、視界を遮らないよう工夫をする。

また、水際に突出した工作物は設置しない。

この協定は、平成15年12月17日に、県内で6番目となる優良景観形成住民協定として知事から認定を受けました。

自分たちの地区に誇りを持ち、来訪者に優れた景観を眺望できる快適な空間を提供していく取り組みは、さらにこの地区の魅力を高めていくことにもつながるでしょう。



芝を張り、安らげる様にした浜辺